

**次世代技術を活用した新たな電力プラットフォームの在り方研究会（第2回）
議事要旨**

○日時

平成30年10月30日（火） 11時00分～13時00分

○場所

経済産業省本館17階 国際会議室

○出席委員

山地憲治座長、秋元圭吾委員、安藤至大委員、五十嵐康博委員、岩船由美子委員、児玉尚剛委員、新川麻委員、竹内純子委員、田中謙司委員、西村陽委員、樋野智也委員

○オブザーバー

東京電力パワーグリッド（株） 今井常務取締役、中国電力（株） 岡成経営企画部門担当部長、関西電力（株） 高市理事兼送配電カンパニー配電部担任、中部電力（株） 鍋田執行役員兼コーポレート本部部長、電力・ガス取引監視等委員会事務局 日置ネットワーク事業制度企画室長

○事務局（資源エネルギー庁）

村瀬電力・ガス事業部長、吉野電力・ガス事業部政策課長、曳野電力・ガス事業部電力基盤整備課長、中村電力・ガス事業部電力基盤整備課課長補佐、鍋島電力・ガス事業部電力供給室長、下村電力・ガス事業部電力産業・市場室長、山田電力・ガス事業部電力産業・市場室 室長補佐、山下省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課長補佐、江澤省エネルギー・新エネルギー部新エネルギーシステム課長

○事務局（PwCコンサルティング合同会社）

○議題

- （1）本研究会で取り扱う論点（総論）
- （2）配電分野におけるデータ分析・データ活用の可能性（各論）

○要旨

- （1）本研究会で取り扱う論点（総論）

委員

（電力プラットフォームの在り方）

- ・ 海外送配電事業者の高利益率に関連して、利益率の多寡に係る議論以上に、日本の総括原価方式では、効率化あるいは将来的な投資に向けてのインセンティブが非常に働きづらい仕組みであるということを踏まえ、現行制度の在り方を再考する議論が重要。

(2) 配電分野におけるデータ分析・データ活用の可能性（各論）

委員

（電力データの活用ニーズと活用の在り方）

- ・ スマートメーターデータの利用による受益と負担との関係整理につなげるため、当該データの利用目的と生み出されうる価値につき議論することが重要。
- ・ 温暖化対策といった社会全体の便益向上に資する活用の可能性が考えられることから、このような観点を起点とすると、需要家の個人情報保護に係る考え方をどう整理していくかの議論が展開されやすくなると考えられる。
- ・ スマートメーターデータ自体の価値は、例えば金融や医療分野のデータの価値に比して特段に高いとはいいがたいと考えられる。例えば、空き家の把握や、宅配事業における再配達削減については、必ずしも電力データ活用である必要はなく、他の手段によることも十分に考えられる。
- ・ スマートメーターデータの利活用に係る議論においては、当該データである必要性があるもの、社会への影響や公益性が高いもの、また個々人の意思決定の範囲を超えたものは何か、という点につき議論を深めることが重要。
- ・ 国民に対して、スマートメーターデータの利用が社会的便益の向上につながることに併せて、個々人に対しても便益還元がなされうることを説明し、納得いただくことが重要。
- ・ オプトインやオプトアウト等の個人情報に係る合意の要否や取得の方法と、利用可能なデータの範囲との関係につき、どのような整理をすべきかについて議論が必要。
- ・ オプトインやオプトアウトといった選択肢の設計の仕方により結果が変わることがある。当該事象をリバタリアンパターナリズムといい、選択の自由は残しつつも、人々の行動を社会的に良い方向に誘導しようという考え方であるが、例えば諸外国において、どのぐらい人々の行動が変わったのか、定量的なデータが今後明らかにできれば参考になると考えている。
- ・ スマートメーターデータの提供においては、需要家自身に便益があると認知された場合に、需要家が個人情報を提供する可能性も高い。一方で、公益性の高いもの等、需要家に直接的に還元されるものでなければ、提供の在り方としては匿名加工情報もしくは統計情報が相当と考えられる。当該整理で、個人にとっての便益、及び社会にとっての便益が何かという観点からデータ提供の在り方を考えることが有益と考えられる。
- ・ 新ビジネス等を考えるにあたり、統計情報では抽象度が高いために活用可能な範囲が限られていることから、ニーズが高いのは匿名加工情報であると考えられる。
- ・ 過去に宅配事業における電力データの活用の検討事例があるが、統計情報では再配達を減らすことは難しいという結論に至ったという報告もある。
- ・ 個人情報や匿名加工情報、統計情報とデータの粒度には程度があるが、やはり個人情報に近いほど高付加価値なビジネスやサービスが設計できると思われる。

（データ活用に関する法制度）

- ・ 個人情報保護法の観点では、個人情報は個別の同意がない場合は、基本は利用目的の範囲を超えて使用することはできず、この点スマートメーターデータも同様と考えられる。
- ・ 電気事業法第23条の趣旨では、匿名加工後のデータは電気の利用者に関する情報ではないというのは理解できるが、当該データの利用目的そのものが同条文に抵触するとも考えられる。この点、これまでの検討経緯において、電力データの匿名加工は問題がないということであれば、公開の場で明らかにしておくことが必要と考えられる。
- ・ 電力に限らず、事業一般に活用ニーズが認められるのは匿名加工情報であることから、当該データを活用可能な仕組みの構築が必要。
- ・ 特にデータ活用に係る国民の理解を得るためには、送配電事業者が個別に検討するのではなく、個人情報については、業界によって、自主的なガイドラインを示している業界

もあり、こうした事例に学ぶことや、認定個人情報保護団体の制度活用を行うといったことも一案。

（データプラットフォームの在り方）

- ・ 重要性が高いのは、個人情報も含めたプラットフォームが作れるかということで、米国の Green Button のようなプラットフォームの整備が必要。
- ・ 様々な事業者がスマートメーターデータの活用により、より良いサービスを作っていくというビジネス性と、データを公平に提供する公益性の境界がどこにあるのかという整理も必要。

（諸外国におけるデータプラットフォームの最新動向）

- ・ 英国の midata や米国の Green Button といったプラットフォームに関する構築・維持・運用費用の負担関係やビジネスモデルを把握していくことが、今後のデータ活用に係る議論深堀にとって重要。

（その他）

- ・ 基本的には、電力業界以外では、匿名加工情報は既に活用されており、POS データ等で、オプトインにより匿名加工できるようにして、第三者に提供している事例は存在する。
- ・ データ活用に関しては、日本の事例では金融や医療では先行しているが保守的な印象があるところ、電力ではそれに比べると遅れている印象があるが、保守的に考えすぎずに、多数の人にとって使いやすいように、可能性を見出しながら、前向きに議論を重ねることが重要。

お問い合わせ先

資源エネルギー庁

電力・ガス事業部 電力産業・市場室

電話：03-3501-1748（4741～4746）

FAX：03-3580-8485

電力・ガス事業部 電力基盤整備課

電話：03-3501-1749（4761～4765）

FAX：03-3580-8485